

新型コロナウイルス感染症PCR検査 申込書兼問診票

新型コロナウイルス感染症PCR検査について、下記の注意事項を確認し、了解しましたので申し込みます。

フリガナ

氏名: _____ パスポートNo: _____

ローマ字氏名(パスポートの表記でご記載ください): _____

生年月日: 西暦 _____ 年 _____ 月 _____ 日 診察券番号: _____

住所: _____ 来院時体温: _____ °C

電話番号: _____ ※再検査が必要となった場合等にご連絡いたします

1. 以下に該当する場合にをつけて下さい。

- 4日以上発熱がある
- 頭痛・咳・痰・咽頭痛・鼻汁の症状がある
- 味覚異常・臭覚異常の症状がある

2. 上記の一つでも該当した場合、をつけて下さい。

- コロナウイルス感染症疑いの人と接触した
- ジム、パーティ、クラブ、バー、ライブハウス、カラオケ、など人の集まる場所に行った(2週間以内)
- 海外渡航した(2週間以内)
- 海外からの渡航者と接触した(2週間以内)

3. PCR 検査結果証明書をお渡しする方法についてをつけて下さい

- 当院来院にて受取をする(1階健診室にてお渡し)
- 自宅へ郵送を希望(郵送料 450 円)

4. 作成する PCR 検査結果証明書の書式についてをつけて下さい

- 当院標準の書式
- 別途希望の書式

* 交付まで検査日を含め4営業日かかります(郵送の場合は2~3日追加になります)

* 月曜日検査→木曜日交付、火曜日検査→金曜日交付、水曜日検査→翌週月曜日交付、
木~金曜日検査→翌週火曜日交付
(交付時間は14:00~16:00の間になります)

検査を受けるにあたっての注意事項

- ・ 咳や発熱が続く、強い倦怠感、味覚異常・臭覚異常など新型コロナウイルス感染症を疑う症状のある方は対象ではありません。
- ・ PCR 検査の結果は、必ずしも新型コロナウイルスに感染していない事を証明するものではありません。
- ・ PCR 検査の結果が陽性となった場合、保健所に報告をさせていただきます。なお、感染者と認められた場合には、感染症法に基づき保健所の指示に従っていただきます。
- ・ 海外渡航先当局より提出が求められている項目や条件については、必ずご自身で外務省あるいは当該国の在日大使館等にて確認をお願い致します。
- ・ 入国時や入国後の対応は、渡航国の方針に従うこととなります。また、入国の条件はその国により変更されることがあり、PCR 検査の証明書は、入国を確実に保証するものではありません。また、入国後の活動制限をなくす効力があるわけではありません。
- ・ 稀に再検査となり、PCR 検査結果証明書の発行まで時間がかかる場合があります。証明書の発行日時が予定日から変更となる場合は、電話でご連絡させていただきます。